

加古川市自殺対策連絡会議ワーキングチーム運営要領

(目的)

第1条 加古川市自殺対策連絡会議設置要綱第5条第2項に基づき、加古川市自殺対策連絡会議ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）の運営について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 ワーキングチームの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 加古川市自殺対策連絡会議より付託された事項について、調査・研究・調整に関すること。
- (2) 生きる支援を推進するためのネットワーク形成及び具体的な対応策に関すること。
- (3) 関係機関の相互の知識習得、相談対応及び支援対策の向上に関すること。
- (4) その他自殺対策の推進に関して必要な事項に関すること。

(構成員)

第3条 ワーキングチームの構成員（以下「メンバー」という。）は、別表の課等に所属する職員とする。

(リーダー)

第4条 ワーキングチームには、リーダーを置くこととし、リーダーは市民健康課長とする。
2 リーダーに事故があるとき、又はリーダーが欠けたときには、あらかじめリーダーが指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 リーダーは、ワーキングチームを召集し、主宰する。

- 2 リーダーは、必要があると認めるときは、ワーキングチームにメンバー以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 ワーキングチームの庶務は、健康医療部市民健康課に置き、運営は各課と連携の上、協議して行う。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、ワーキングチームに必要な事項は、リーダーが別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年2月1日から施行する。

別表（第3条関係）

構成課		備考
総務部	職員課	
税務部	収税課	
市民協働部	人権文化センター	
	市民活動推進課	男女共同参画センター統合
	生活安全課	
産業経済部	産業振興課	
福祉部	高齢者・地域福祉課	
	生活福祉課	
	障がい者支援課	
	介護保険課	
健康医療部	地域医療課	
	市民健康課	
こども部	こども政策課	
	家庭支援課	
	育児保健課	
	幼児保育課	
都市計画部	住宅政策課	
消防本部	救急課	
教育指導部	学校教育課	
	青少年育成課	